

評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人松柏児童園（以下「本法人」という。）の定款第8条及び定款第21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用の弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（意義）

この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

第3条（報酬等の額）

評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。

2 常勤役員に対しては、報酬、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給することができる。金額は次のとおりとする。ただし、本法人の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

- (1) 報酬、地域手当は、別表第2に定める1人当たりの月額範囲内とする。
- (2) 期末手当の額は、別表第2に定める年額範囲内とする。
- (3) 通勤手当の額は、職員の給与規定による。
- (4) 退職金の支給について、評議員会が必要があると認めたときは支給することができる。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本法人業務への出席の都度、別表第3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。

第4条（報酬支払方法）

前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

第5条（費用の弁償）

本法人は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規則に基づき算出されるものとする。評議員会及び理事会出席時の交

通費は実費弁償額を1回5,000円とし、実費がその額を超える場合はその実費とする。
3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

第6条（公表）

本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第7条（規程の改廃）

この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

第8条（補則）

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

付 則

この規程は、平成30年6月12日より施行する。

令和2年6月26日改正

別表1 評議員の報酬

役 職	報酬日額(1人当たり)	年度総額(1人当たり)	年間総額 (合計)
評 議 員	10,000円	100,000円	1,000,000円

別表2 常勤役員の報酬

役 職	報酬月額 (1人当たり)	地域手当月額 (1人当たり)	期末手当年額 (1人当たり)	年間総額 (1人当たり)
役 員 (常勤)	500,000円	100,000円	3,000,000円	10,000,000円

別表3 非常勤役員の報酬

役 職	報酬日額(1人当たり)	年度総額(1人当たり)	年間総額 (合計)
理 事	10,000円	100,000円	1,000,000円
監 事	10,000円	100,000円	1,000,000円